

令和3年度分 環境報告書（概要）

本報告書は、「環境配慮促進法」に基づき、環境省の環境配慮等の状況を公表するものであり、「環境省環境配慮の方針」に基づく「環境省環境マネジメントシステム^{*1}」における目標の達成状況のほか、「グリーン購入法」及び「地球温暖化対策推進法」等に基づき環境省が実施している各種取組状況も調査した。また、併せて、同方針に基づく環境保全のための政策の企画・立案の状況についても調査した。その結果の概要は以下のとおり。

オフィス活動分野：環境配慮の取組の状況等

7つの項目（電気使用量、公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量、用紙使用量、グリーン購入・調達状況、廃棄物排出量、温室効果ガス排出量、中水循環量・総排水量）についての取組の状況は以下のとおり。

インプット

（1）電気使用量

①実績（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

令和3（2021）年度の実績は、平成25（2013）年度比で**99.6%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気使用量（千kWh）	11,554	11,304	11,493	9,742	13,410	11,179	11,568	14,174	11,513
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	97.8	99.5	84.3	116.1	96.8	100.1	122.7	99.6

②電気使用量の削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、OA機器の節電の励行、電灯・電気機器の節電の励行、地球温暖化対策推進のためのクールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- 「環境省実施計画」^{*2}において、OA機器、家電製品及び照明の適正規模のもの導入・更新、冷暖房中の窓・出入口の開放禁止等の取組を進めることとしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、OA機器、家電製品等について、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められており、環境省ではこれらの物品等について、「環境省調達方針」に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進める。

（2）公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量

①実績（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

令和3（2021）年度の実績は、平成25（2013）年度比で**57.0%**となっている。



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	855,820	1,006,978	1,479,945	1,217,685	1,216,162	1,204,587	980,168	709,826	487,726
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	117.7	172.9	142.3	142.1	140.8	114.5	82.9	57.0
(参考) 地方環境事務所の職員数(人)	857	859	1,002	1,037	1,096	1,137	1,152	1,162	1,145

② 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、「公用車による二酸化炭素排出抑制の効果をより一層高める」ことを掲げている。
- 「環境省実施計画」において、車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行うこととしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められており、環境省では「環境省調達方針」に基づき、これらの自動車について適切に調達を行う。

(3) 用紙使用量

① 実績（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

令和3（2021）年度の実績は、平成25（2013）年度比で**74.2%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
用紙使用量 (t)	129	124	153	160	147	161	118	155	96
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	96.1	118.6	124.0	114.0	124.8	91.5	120.2	74.2

② 用紙使用量削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、省内LANの活用や積極的な電子決裁システムの活用等を掲げている。
- 「環境省実施計画」において、審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料の削減を図ることとしている。

(4) グリーン購入・調達状況

① 実績（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

- 公 用 車：令和3（2021）年度の特定期間物品等の調達実績は平均して**88.5%**となっている。
- 電気冷蔵庫等：令和3（2021）年度の特定期間物品等の調達実績は**100%**である。
- 紙 類：令和3（2021）年度の特定期間物品等の調達実績は**100%**である。



(1) 廃棄物排出量

①実績（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

令和3（2021）年度の廃棄物総量及び可燃ごみ排出量の実績は、それぞれ平成25（2013）年度比で**267.8%及び127.0%**となっている。

<廃棄物総量>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物総量（t）	298	304	303	300	294	305	514	489	798
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	102.0	101.7	100.7	98.7	102.3	172.5	164.1	267.8

<可燃ごみ排出量>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ排出量（t）	159	142	139	132	217	219	221	179	202
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	89.3	87.4	83.0	136.5	137.7	139.0	112.6	127.0

②廃棄物の排出削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、廃棄物総量の削減を図るため、エコバッグ等の使用の徹底、レジ袋等の辞退、使い捨て商品の購入・使用の回避等を掲げている。また、可燃ごみ排出量の削減を図るため、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の把握や毎月の報告等を掲げている。
- 「環境省実施計画」において、包装の簡略化、容器・包装の再使用・再生利用、使い捨て製品の使用・購入の抑制、リサイクルルートの確保等を内容とする庁舎ごとのリサイクル計画の策定・実施責任者の指名等の取組を進めることとしている。

(2) 温室効果ガス排出量

①実績（環境省全体）

令和3（2021）年度の実績は、平成25（2013）年度比で**57.0%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	9,176	9,459	10,340	10,404	10,368	10,234	9,753	9,297	5,227
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	103.1	112.7	113.4	113.0	111.5	106.3	101.3	57.0

②温室効果ガス排出量削減に向けた取組

- 「環境省実施計画」において、建築物の建築、管理等に当たっての配慮（建築物における省エネルギー対策の徹底、温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択等）、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮（次世代自動車の導入、自動車の効率的利用等）、その他の事務・事業に当たっての温室

効果ガスの排出の抑制等への配慮（エネルギー使用量の抑制、ごみの分別等）、ワークライフバランスの配慮、職員に対する研修等（職員研修の機会の提供・情報提供、温暖化対策に関する活動への参加奨励等）の取組を進めることとしている。

- 「環境マネジメントシステム」においても上記取組等を積極的に推進することとしている。
- グリーン購入について、環境省では「環境省調達方針」に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進める。

政策分野：環境施策の状況

令和3（2021）年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、環境省施策体系に掲げる施策（10施策）と各施策に含まれる目標（46目標）とし、各施策に含まれる目標ごとについて評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。

政策への反映状況は、以下の表のとおりである。

令和3年度事後評価（政策評価）の概要

【環境省施策体系に掲げる施策（10施策）】

- ①地球温暖化対策の推進、②地球環境の保全、③大気・水・土壌環境等の保全、④廃棄物・リサイクル対策の推進、⑤生物多様性の保全と自然との共生の推進、⑥化学物質対策の推進、⑦環境保健対策の推進、⑧環境・経済・社会の統合的向上、⑨環境政策の基盤整備、⑩放射性物質による環境の汚染への対応

【施策への反映状況】

反映状況	施策に反映された目標数
施策の改善・見直し	0
概算要求に反映	27
機構・定員要求に反映	11
機構要求に反映	2
定員要求に反映	11

<※1>環境省環境マネジメントシステム

環境省では、環境省の環境マネジメントシステムを設定し、環境省環境マネジメントシステム設置要綱を定めている。

<※2>環境省実施計画

「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」に基づき策定された、「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画」（平成29年3月24日策定）。

<※3>環境省調達方針

グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規程に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入基本方針が定められている。環境省では、グリーン購入基本方針に則して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めている。